

あるわけです。それを、私もたまたま、民生委員なりに申し上げている点がございます。

そういう内容でございますので、多額な医療費を支払っているわけですから、その辺もきちんとやっていただきたい。そのことについて町長、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） いろいろケースは考えられますけれども、最初から疑ってかかるということもどうなのか、そのケースケースで、きちっと調査をしてということだろうと思います。

いろいろな事情をお持ちで親と子が離れて暮らすということもあって、余り表面に出てこないところがたくさんあるんだろうと思います。そのケースケースごとに判断をし、あるいは民生委員さん等々とも相談をしながら慎重に、余り不公平のないように進めなければならないと思ってございます。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） 父子が該当するということは非常によくなったなと思って見ていますけれども、母子と父子とどれくらいの該当数があるもののでしょうか、お願いします。

○議長（米木正二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

母子家庭の子供と親ですけれども、こちらでは人数でつかんでいますんで 266人でございます。それから、父子家庭は、子供を加えまして62人が父子家庭の該当者です。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議案第88号 土地の売り払いについて

○議長（米木正二君） 日程第6、議案第88号土地の売り払いについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第88号土地の売り払いについて説明申し上げます。

本案件は、一旧河川鳴瀬川支流の鹿ノ又川、延長約13キロメートル、川幅平均50メートル、流域面積約13平方キロメートルの川であります、の流域が地盤軟弱に加え河床勾配が急なため、耕地、山林等を浸食し不安定な土砂生産の根源となっていたことから、昭和29年と昭和48年に2基の砂防ダムを建設し、その防止に努めてまいりましたが、既設の砂防ダム2基は満砂状態となっており、今後崩壊土石が流出し下流域に悪影響を及ぼすことが想定されることから、県では土砂災害を未然に防止するため、新たに鹿原南滝庭に砂防ダムを建設することとし、今回その計画地となっている町有地を売り払うものであります。

その内容は、地目が山林6筆、公衆用道路1筆の計7筆、地積は7万3,270.81平方メートル、金額は山林が1平方メートル当たり600円、公衆用道路が300円で、計4,386万9,090円で、契約の相手方は宮城県古川土木事務所長清水強氏であります。

お手元に資料を差し上げておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号土地の売り払いについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号土地の売り払いについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第7 議案第89号 工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田地区統合保育所建設工事）

○議長（米木正二君） 日程第7、議案第89号工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田地区統合保育所建設工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第89号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、中新田地区の中新田保育所、広原保育所、鳴瀬保育所の3保育所が老朽化したことにより、保育環境の悪化の解消と子育て支援策の充実を図るため、入所予定定員を210名とした統合保育所を建設するものであります。

建物は、木造一部鉄筋コンクリート造、平家建てとし、床面積は2,104.5平方メートルで、工期を平成17年9月20日として、9月8日、9社を指名して指名競争入札を執行した結果、丸か建設株式会社が5億7,700万円で落札しましたので、同代表取締役佐々木浩章氏と工事請負契約を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名9社につきましては、資料をお手元に差し上げておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。20番福島久義君。

○20番（福島久義君） 保育所建設については異存ございませんが、以前に保育所建設に当たっては、敷地内に緑地公園などをとるべきではないかということで発言をしたことがあります。この中には緑地公園は入っていないんですけれども、その経緯などお聞かせいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 御質問であります。お手元に資料を差し上げておりますが、緑地と言

えるかどうかわかりませんが、いわゆる所定内に築山あるいは遊具等を配置した一部がございますが、当然これは緑地と言えるものであるかどうかは甚だ疑問であります。

将来、東側の一部について、いわゆる企業側あるいは議会の御理解をいただければ、緑地として町民の皆さんの憩いの場所、あるいはお年寄りの方々と児童・幼児が交流できるような場所も確保してはという御意見でありましたので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（米木正二君） 20番。

○20番（福島久義君） 今、説明を受けましたけれども、この敷地内に緑地公園と言えないような遊具、装置などを設備したということですが、これは常に、日曜・祭日、それから土曜などには閉鎖していることと思いますので、ぜひ今、町長が答弁されたように新たに町民の憩いの場として、いつでも気軽に散歩なり、それから子供たちがいつでも遊べる砂場などをつくって、緑地公園をぜひ、今、答弁されたとおり、ひとつ考えていただければありがたいと、こんなふうに思います。以上です。

○議長（米木正二君） 答弁は。（「いいです」の声あり）

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田地区統合保育所建設工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田地区統合保育所建設工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第90号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（米木正二君） 日程第8、議案第90号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第90号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について説明申し上げます。

本案件は、宮城県市町村職員退職手当組合を構成している鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合、鹿島堰組合、迫川右岸内水処理組合が、現在専任職員がいないこと、また栗原地域及び登米地域の廃置分合に伴い将来も職員採用の見込みがないことから、退職手当組合を脱退することと、現在の退職手当組合の議員の任期がことしの12月9日満了となっておりますが、平成17年4月1日に退職手当組合の構成団体の廃置分合により選挙区の変更が必要となることから、変更後の選挙区で選挙を執行するため、議員の任期を特例により平成17年6月30日まで延長するための規約の変更であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についての採決を行います。。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第77号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第4号）

○議長（米木正二君） 日程第9、議案第77号平成16年度加美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第77号平成16年度加美町一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2億3,113万4,000円を追加し、歳入歳出予算額をそれぞれ143億9,404万円とする補正予算と、地方債の追加を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税6,507万3,000円の増、国庫支出金として児童手当負担金2,074万7,000円の増、県支出金として児童手当負担金558万7,000円の増、財産収入4,386万9,000円の増、財政調整基金繰入金5,000万円の増、文化振興基金繰入金2,000万円の増、諸収入1,804万3,000円の増、町債で1,330万円の増などであります。

歳出につきましては、総務費では光ファイバーケーブル移設工事費500万円の増、町税還付金400万円の増、民生費では児童手当3,191万円の増、乳幼児児童医療費1,229万1,000円の増、農林水産業費では560万円の増、農村整備事業費では280万円の増、商工費では田谷地湿原本道整備事業1,400万円の増、土木費では道路維持修繕事業530万5,000円の増、教育費では中新田文化会館改修事業8,850万円の増、災害復旧費では台風15号による災害復旧事業475万2,000円の増などのほか、一般職給与等の整理を行い、予備費に733万6,000円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） ページを追って質問いたします。

歳出におけるところで、15ページに住民バスの運行委託料があります。一般質問でもこの試行運転の関係というふうにも理解していたんですが、期間等は答弁で承知をいたしますが、委託における中身です。路線を含めて、どういう計画をされて委託をするのか、その点をまず1点お伺いします。

それから、16ページにございます集会所の修繕補助金です、諸費の方にあります。当初予算で150万円計上しておりまして、これは旧宮崎町時代からの集会所施設の新築・改修等における補助ということで補正予算が組まれましたが、15万円。その増の中身についてお伺いいたしますと同時に、ことしの申請申し込みの件数等を含めて次年度以降の申し込みの見通しについてもお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） お答え申し上げます。

10月8日から約2カ月弱ですけれども、試行することにいたしております。

それで、難しい難しいというお話をしてお叱りを受けたんですけれども、実際に宮交バスあるいは陶芸の里のバスが走っている、いわゆる民間企業のバスが走っている路線を走るという点で許可を得るのが難しいということでございます。ですから、そういった路線……、走っていない路線については有料でも何でも走れるということなんですけれども、民間に邪魔をしないような形で試行するということが非常に難しさがございます。

それで、今回試行しますのは、基本的には旧中新田本庁舎、それから二つの支所をぐるっと回るというような形で考えております。

それで、せっかくの機会でもありますんで、宮崎については陶芸の里、ゆ〜らんどに週2回行くと。そして小野田については薬師の温泉の方に週2回行くと。そして、ゆ〜らんどとやくらい薬師の湯が休みの日の月曜日については、旧中新田町のパークゴルフ場というルートを組みました。ただ、いずれもその試行につきましてのルートというのは、いわゆる小野田・宮崎町にとっての幹線道路でございまして、いわゆる宮交大崎バス、それからゆ〜らんどのバスが通っております。ですから、そこの人たちの許可がなかなかちょっと難しくなっております。

路線については、先ほど申し上げたように、月曜日については小野田、宮崎の人を含めた人たち、旧中新田の人たちが旧中新田のパークゴルフ場にも行けるような路線を組んでおります。

それで、料金としては無料でございます。

それから、基本的には小野田支所と宮崎支所は毎日行って、さらにゆ〜らんど、薬師の湯には週2回行くと。そしてそれ以外に病院ですけれども、病院には必ず回るというようなルートを一応組んでおります。ただ、さっき言いましたように、民間会社と競合するものですから、ゆ〜らんどからちょっとクレームが出ておりまして、といいますのは陶芸の里の方が200円で運行しております。そこを、幾ら試行とはいえ、無料で走るといのは少し妨害だというようなことがございまして、それでコースについて非常に苦慮しているところでございます。ただ、基本線はそういうことでございます。

そして、走る方法としましては、町の29人乗りのバスがありますんで、それを使って毎日、午前中1回・午後1回というような形で考えております。

それで、今回補正させていただいた部分については、いわゆるバスの運転手さんの委託料でございます。町内に何社かそういう関連の会社さんがありますので、そこから見積もりをとって委託をしたいと。2カ月弱とはいえ、一人の運転手さんが毎日やるというのは大変なもので

すから、会社等に委託契約をしましてやりたいというふうに思っているところでございます。

それから、集会所の件ですけれども、当初では3地区を考えておりました。その後に、4カ所出てきておまして、合計で7カ所から要望があります。当初予算額としては50万円の3カ所ということで150万円を見ておりましたけれども、現在7カ所分で積算したところが大体165万円程度かかるというようなことなものですから、その分の差額を要求させていただいてるというふうなところでございます。以上でございます。

○議長（米木正二君） 2番。

○2番（千葉清喜君） それでは、最初のバス運行の分、ちょっと詳しくまたお伺いしたいと思いますが、運行ルートがおおよそ、大枠で出ている状況です。それで、本格的に運行する上での一つのルートの選定というものが一番大事になってくると思うんですけれども、今回ゆ〜らんど、やくらい薬師の湯を中心として支所本所間、そして病院を回るルートというふうなことで想像はできるんですが、やはり本格運行に際しての基本路線というものは、何のためにバスを運行するのかという目的、これは今回の試行運転では目玉であるゆ〜らんど、薬師の湯を中心として、また住民の皆さんの日常的な足としての支所本所、病院ルートということではわかるんですが、もっと地域的に利用される、今の路線バス以外の地域もどういうふうな形でルートに入れていくかというものがないと、本来の住民バスの意味がちょっと薄れてくるんじゃないかというふうな感じをいたしております。

その点では今回の試行運転のルートというものが非常に重要になってくるというふうに思うんですが、その点での、ちょっと中身がまだ見えてこないなというふうな、私自身はそういうふうに感じました。

それと同時に、試行運転は来月ということになるんですが、やはりバスについてはバスを含めてバス停です、どこにとまるかという点でも町民の方々にわかりやすいような、本来であります試行運転用のバス停の看板というんですか、それぐらいまでやって町が住民バスを運行する、今、試行運転をやっているんだよというところまでPRしないと、何かバスだけ行って、乗る人がいないという状況では困るというふうに思うんですが、その辺のバス停の設置です。それからバスに目立ったような何か看板を上げるのかどうか、その辺まで含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

この辺が非常に難しく、住民バスというものは要するに去年からの懸案の課題でございま



して、我々は実際にそのルート等をつくっている段階でその辺が非常に難しく、今に至っているというようなことでございます。

といいますのは、幹線道路を今回来るわけなんですけれども、さきの一般質問でもございましたけれども、小牛田町では簡単にやっているのに何でここは難しいのかと。つまり、小牛田町では、いわゆる宮交バスが走っていない路線をやっているということなんです。ですから、料金を取っても、一部は重複するところもあるんでしょうけれども、そういうことでございます。

今回、加美町は合併した3地区の一体感とか循環とか交流とかということを非常に考えたものですから、もう一つは病院まで行くというようなルートを考えたものですから、3地区をできるだけ早く回すというようなことで、幹線道路を通らないでできるだけ早く回してというのは非常に至難のわざだったんです。そのために、今回については、いわゆる今みたいなお話もした、結局は幹線道路を使って病院まで行くと。といっても、宮崎の端あるいは小野田の薬師の湯あたりから病院までぐるっと回ってくるということになりますと小一時間かかってしまうんです、1時間ちょっとかかります。そうしたときに、それが、現在患者輸送車が走っていますけれども、ぐあいの悪い人がバスに乗って1時間も我慢してられないだろうというようなことがありまして、その辺もルートを組む段階で非常に苦慮したところでございます。

今回は、とにかく患者輸送車は患者輸送車として別に走ってもらおうと。ただ、患者輸送車と時間的なタイムラグだけは考えながら、お互いに乗りかえができるようなことを考えて、ルートといいますか時間帯を組んでおります。

それから、バス停の表示なんですけど、試行だということもありまして、バス停の表示という形は今のところ余り考えておりません。ただ、手を挙げてもらえばどこでもとまるというのが基本でございます。ですから、大体主要なバスがとまるようなところには、そういう掲示をしますけれども、あとは手を挙げてもらって乗っかるというようなことになります。

それから、どれがバスか何かわからないというようなことも今考えておりまして、できるだけ遠くで試行バスだということがわかるような、意匠というか外側の、ペンキを塗るというわけにはいかないんですけれども、何かそういう印ができるように工夫しているところでございます。

それから、広報の手段については、今月の末にですけれども、区長会がございまして、そこでもお願いします。それから、10月1日には町の広報紙で出します。それから、各戸のチラシをつくってお回しすると。万全には努めていますけれども、議員おっしゃられたような懸念は

払拭されるものではないんで、できるだけ頑張ってやりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。29番三嶋 等君。

○29番（三嶋 等君） 23ページ、農業委員会の農業委員会費について。

ここで報酬が51万 7,000円となっていますけれども、これに関連といえばおかしいんではないかと、事務的で臨時職員を雇うものか。

それから一番大事なことは、畜産農家が今大変悩んでいることは、草地利用補助金の手続の証明書が、今までは各団地の組合長が証明書を提出しております。ところが、酪農団体で農業委員会の証明書が必要となったために、窓口に行ったならば拒否されたと、出せない。出せなければどういう方法で、その手続の内容を教えてくださいと、こう言ったら「出せないものは出せない」と、えらく強く言われて、きょう一條議員も関連してそのことをやるわけでございましたけれども、「きょうは都合が悪いから三嶋、頼む」と言われて、今、お尋ねするわけでございます。

質問は3回ですからもう少しどく説明しますけれども、葉菜は当初、昭和40年代に 600町歩のパイロット事業で地元畜産農家のために開拓したわけです。そして、各団地が総合酪農組合をつくってやって、リゾートが来たために総合を解散して各団地ごとに任意組合をつくって現在に至るわけです。

そして、任意組合では個人に賃貸契約を結び、そして現在酪農家のためにやっているわけです。その賃貸契約が各団地で結んだやつを台帳にいまだに載せないということは事務的に、これは税金も払っています、税務課で確実に……、総務課でもわかっているはずで、それで、何で農業委員会がその証明書を出せないか、ひとつ明細に答弁を求めます。

○議長（米木正二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（川熊忠男君） お答えします。

最初の非常勤職員報酬でございますが、臨時職員の給与でございまして、10月から3月までの、1日6時間勤務でございます。

それから、耕作証明書の件でございますが、個人と賃貸契約をしていますけれども、この件につきましては農業委員会を通しておりませんので、耕作証明書を出せないというようなこととでございます。以上でございます。

○議長（米木正二君） 29番。

○29番（三嶋 等君） しかれば、もう少し突っ込んで質問されるところ、ちょっとくどいけれ

ども。

結局、いろいろ前に、農林課長わかっているとおり、例えば表葉葉のことを言いますと、代表者ほか何名となっているわけです、ほか何名と。そして、一応管理は組合でやっている。そして、前に指導があったとき、台帳に載せるべく農林課長も努力したんですけどもなかなか難しくて、総合酪農組合からやめたところで、そして又貸し的な存在が生ずるというようなことで、いまだに代表者1名ほか何名となっているわけっしや。そして、各団地ごとに賃貸契約を結んで、何町歩ごとに賃貸契約を結んでいるわけなんですよ。

それも掌握しないで、出せない。しからば、出せないならどういう手続をしたらいいんですかと尋ねたら、出せないものは出せないということ、前向きな方法はあるんですか、そこをひとつ教えてください。

○議長（米木正二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（川熊忠男君） 先ほども申したとおり、個人と組合が契約しているというようなことになりますけれども、農業委員会の使用貸借の契約ですか、その手続がなされていないため、今回耕作証明書は出せないということなんですけれども。ちょっと言葉の表現が悪いんですけれども、やみ耕作というようなことになると思いますんで、農業委員会を通しましたらば、耕作証明書は出せるというようなことでございます。以上でございます。

○議長（米木正二君） 29番。

○29番（三嶋 等君） ちょっと、やみ……、やみ耕作……、ちょっと今、ちょっとわかりかねるんですけども、ちょっとだけ……、関連しますから。

○農業委員会事務局長（川熊忠男君） やみ耕作、表現悪いんですけれども、農業委員会を通してないで契約していますんで……

○29番（三嶋 等君） やみ耕作だという意味ですか。

○農業委員会事務局長（川熊忠男君） そうです。

○29番（三嶋 等君） 逆だ……。

○議長（米木正二君） 29番。

○29番（三嶋 等君） しからば、これで終わりなんだね……。

産業課長にちょっと……

○議長（米木正二君） 産業課長はいません、農林課長です。

○29番（三嶋 等君） 農林課長にちょっと……。もう1回だけちょっと締めくくり。

○議長（米木正二君） どうぞ、ここで3回目ですから、どうぞまとめて……。まとめてどうぞ。

○29番（三嶋 等君） 答弁に……。

○議長（米木正二君） ちょっと待ってください、それでは答弁、農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） お答えいたします。

菓菜地区の畑地、現在畑地という形で共有地になっております。それは、開畑当時から、そこにつきましては、中の草地、それに沢沿いの、現況山林みたいな形になっているやつ、その分も含めて一括、畑地として完了した開墾の状況になっています。

それで、実際的には、あれは農地で利用していますんで、先ほど農業委員会の事務局長がおっしゃいましたとおり、農地法に基づいた貸し借りの手続をとって、きちんと権利の設定をする必要がございます。ただし、それにつきましては、国・県も入って開畑事業を大規模に進めたという経過の中で、その利用につきましては早い時期に、将来、そういう形態に進めてくださいという形、当然、行政監察等も受けています。ただ、現状では、あれを分筆したり沢地を、菓菜地区、菓菜山周囲だけで約 780ヘクタールございますけれども、それをすべてを測量、登記、分筆、それには莫大な費用を要して、現状では困難な状況になっているという中において、採草地、要するに草を播種した上の草地を畜産農家が活用しているという形で、草の利用契約は結んでいるんですよという形の中で、それらも県等にも御相談をしまして、そういう利用形態をとらせていただいていると。正確に、早い時期にそういう整理をすればよろしいんですけれども、開畑の成果がそういう形だったんで、現状で非常に難しくなっているという状況にあるということです。

それで、先ほど事務局長さんがおっしゃいましたとおり、農業委員会として正式に法に基づかないで貸し借りをしている分については、民間の形の中で証明する以外ないのでしょうかというお話だと思います。

ちなみに、町がそういう形でお貸ししている分につきましては、町の町有地の分のそういう形については町としてこういうものを使っていますよという証明書は農林課サイドとしてはお出しをしているという状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（米木正二君） 29番。

○29番（三嶋 等君） 今、農林課長が言ったとおり、地上の草だけの利用と解釈の見解で、何とかして証明書を出せないかと、何かの方法で。せっかく畜産農家がこの厳しいとき、団地で補助、草地利用助成金を出すから証明書をもらってくださいと。今までは団地の組合長の判こでよかったけれども、今度は農業委員会でもらってけろと。農業委員会では、耕作登記、台帳にないから出せないということもわかるけれども、今、県でも、わかっているとおり、畜産地

域の畜産農家の増反のためにやった地上だけの賃貸という解釈で、何かの方法でひとつここで、畜産農家に証明書を出すことはできないでしょうか。

いや、これは本当に、いいくらいしたってどうしようもないから、それ以外ないです。

○議長（米木正二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（川熊忠男君） 今のお話大変、私の方で聞きますと、ありますから、草地も利用していますんで、したいと思いますけれども、法律上できないものはできないものですから……。

それで、今回の飼料作物の造成のやつで補助金をもらう関係で、耕作証明書をもらっていますけれども、この件につきましては、牛乳を取り扱いしている業者さんですか、宮酪さんとか全酪、そちらの方に私の方で問い合わせをいたしまして、その管理組合の組合長さんの証明であればよろしいですよというようなことで回答をいただいております。以上でございます。

○議長（米木正二君） 途中でありますけれども、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５１分 休憩

---

午後 １時００分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補正予算の質疑を行います。

質疑ございませんか。３番木村慶喜君。

○３番（木村慶喜君） １５ページ、７の情報システム費の光ファイバーの移設工事について補正しておりますので、このことについて御説明をお願いいたします。

それから二つ目です、１７ページ、会長のいるところで聞くの、なんですけれども、社会福祉協議会の運営費の補正です、２１０万５,２００円の内容と。

それから２２ページです、１９節負担金補助及び交付金ですが、水資源と命を守る会の補助金、過般の県議会でこのことについていろいろと決議をされた内容が１７日の大崎タイムスに載っております。それと関連して、整合性について、町長の説明をお願いしたいと思います。

それから２５ページです。これは、私も勉強不足で申しわけございませんが、商工費の１９節負担金補助及び交付金のみやぎ「海・山・大地の恵み」活用推進事業、このことについて説明をひとつお願いします。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） お答え申し上げます。

光ファイバーの移設につきましては2件ございまして、1件は旧中新田地区の新丁、国道347号交差点でございますけれども、仙北農機さんから北側、舘前の幹線用水路が今度改修されます。その改修されることに伴って電柱の移設工事があります。電柱の移設工事によって光ファイバーがあそこを通っていますんで、光ファイバーも移設すると、そのための経費でございます。

それからもう1件は、やくらい文化センターの西側の光ケーブルにつきまして、埋設になるかと思っておりますけれども移設をするという、その二つの工事費でございます。以上です。

○議長（米木正二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

社会福祉協議会の運営費補助金 215万 2,000円ですけれども、これは社会福祉協議会の事務局長として、前役場職員の人事配置に伴いまして事務局長になった方の1年分の給料でございます。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 「みやぎ海・山・大地の恵み」の活用推進事業でございますが、これについては県の単独事業の補助制度でございまして、各種団体が体験ツアーあるいは催事等、いわゆる交流事業に対してイベントも含めて、を行う事業への補助制度でございます。

これについて、上の宮崎食文化研究所と関連いたしますが、もともと当初予算で宮崎食文化研究所に100万円の補助金を計上してございましたが、これに伴って県単の補助制度も認められるという内示を受けましたので、町の分70万円を削減して、この制度を利用してプラス70万円の140万円で事業を行うというものでございます。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 22ページの補助金に関連してでございますが、水資源と命を守る会への補助金50万円に関連をいたしまして、17日開会の宮城県議会の開会の冒頭、さきに環境生活委員会、大学幹男議員が委員長となっております生活委員会で採択されたものを受けまして、本会議に提案されたものでありまして、この記事に「適切かつ慎重に」という表現があって、それはいかななものかということではありますが、指導要綱等々に基づきまして、いわゆる指導要綱でありますから、県は条件等々書類が整っていれば建設について許可を出さなければならない、出す権限を持っているわけではありますが、その前段においていろいろ問題が生じるおそれがあり、地域住民の意見を聞いてその結論を出すということになっているわけではありますが、ここでの表現は、いわゆる反対決議——建設反対の決議は大学議員が提案者で、ほか副委員

長の皆川章太郎議員、岩渕議員ほか8人の議員が賛成者となって反対決議の提案がなされたということでありまして、その意を受けて県の処理は慎重かつ適切に行われるべきであるという結論であったようではありますが、反対ということについては、議会ではなかなか表明されにくい、指導要綱上は問題があるんだろうというふうに思います。

そうということで、今回の県議会はそういうような表現にとどまったものであろうということでありまして、私たちにとりましては、もともと守る会の皆さんにとっても大変力強い県の採択であろうと私は受けとめております。

○議長（米木正二君） 3番。

○3番（木村慶喜君） 前段の質問の中で、補助金がございます。どうも、このごろの予算の内容等々を見ますと相当の額の補助金が交付されておるようでございますので、これから財政の見直し、現在の加美町の財政状況、そんなに楽なものではございませんから、補助金が多くなっていくことによって町の財政を苦しめていくことになりますので、この辺の今後の補助金の交付については慎重に、その補助金が生きて地域住民の糧になるような補助になりますように、ひとつこれをお願いしておきたいと思います。

それから、水資源の、大崎タイムスの中身を見ますと、我々も素人で何かしらその設置が奨励されるような、それに対する反対決議が生ぬるいような、そういうようなことにとられがちなものでございますから、もう少し町の、これからの補助金の補正をなさっておるのですから、これはもう少し強く活発に反対ののろしをより一層上げて進めるように町長にお願いして終わります。以上です。

○議長（米木正二君） そのほか、28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） 民生費について伺います。

18ページ、小野田地区においてはお茶っこのみ会などと称してミニデイサービス事業をやっておりますけれども、ここに66万円、ミニデイサービスモデル行政区補助金、これはどんな内容でどこを指定しているものか。

それから、その下に13節委託料 109万 6,000円、知的障害者職親事業委託料等の内訳について伺います。

○議長（米木正二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

ミニデイサービスのモデル行政区補助金ですけれども、以前、小野田でやっていましたお茶っこのみ会というものは今年度で補助が終わりますんで、新たにミニデイサービスとして立ち

上げる。それで前回、6月ごろですか、全区長さん方に説明いたしまして申し込みをとりました。それで新たに旧中新田と旧小野田から11行政区の申し込みがありましたので、66万円の予算を計上させていただいたということです。

それから、知的障害者の職親事業ということなんですけれども、これは知的障害者の自立更生を図るために、民間の企業に一定期間、1年間契約ですけれども住み込みでお願いして、親になってもらうような感じでその子供のお世話をする、仕事をしながら。ですから24時間です、住み込みです。その会社は、古川の木工所なんですけれども、そこに1人お願いいたしまして、これは補助事業で4分の3の補助で、これは36万円とっていますけれども4分の3は補助金として歳入でも見ております。

○議長（米木正二君） 28番。

○28番（坂本せん君） その下もお伺いしたいんです。障害児者レスパイトサービス支援事業委託料……、これも同じですか。

○保健福祉課長（今野正晴君） 済みませんでした。これは、在宅の障害者が家族が何かの……、例えば法事とか結婚式とか、何か一緒に暮らせないときショートステイみたいなもので一時預かる分の予算計上でして、これは県2分の1・町2分の1の事業で実施する予定でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（米木正二君） 20番福島久義君。

○20番（福島久義君） 今、28番議員も質問されたようなんですけれども、ミニデイサービスモデル事業なんですけれども、その中に当初予算の中で説明を受けましたけれども、年6回以上開催した場合は6万円と、3回以内の場合は3万円だというような説明を受けた記憶がありますけれども、その中でモデル事業として実際に中新田と小野田地区が取り組んだということですので、その中新田何カ所、幾らの行政区なのか、小野田が幾らの行政区なのか、明細は結構ですので、何ぼの行政区なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米木正二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

今回の補正のお願いした件ですが、中新田地区が6行政区、小野田地区が5行政区で、宮崎地区は当初から計上していますので、今回の補正分は中新田が6と小野田が5行政区の内容でございます。

○議長（米木正二君） 20番。

○20番（福島久義君） 中新田が6行政区、それから小野田が5行政区ということで、宮崎は当



初から組んでいるということですが、合計合わせて何行政区なのか、しっかりしたところをお尋ねをしたいと思います。

○議長（米木正二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

済みません、今、全行政区の数を調べています。（「後で結構ですので」の声あり）はい。

○議長（米木正二君） それでは、後で答弁をお願いします。それではいいですね。

25番新田博志君。

○25番（新田博志君） 40ページの葉菜農産研修施設温室ハウス災害復旧工事ですが、あそこ、たまたま通って見るんですけれども、何か随分、中がらんとしているように感じるんですが、どの程度の利用があってどのような成果を上げているか、お教えいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 農林課長。

○農林課長（早坂宏也君） お答えします。

まず、40ページの工事請負費、葉菜農産研修施設の災害復旧工事の関係でございしますが、これにつきましては8月20日の台風15号の強風によりまして、弗素加工の屋根の硬質フィルムが、ちょっと竜巻状になったということで、朝方に崩壊、崩落したという形の請負費の計上でございます。ちなみに、2分の1が町の建物共済の対象になるという形でございます。

なお、利用の状況でございしますが、研修ハウスにつきましては現在3棟ございまして、1号棟、一番西側の建物になりますけれども、そちらにつきましては現在、山菜等の促成栽培施設という形で山菜研究会の方に利用契約を締結いたしております。

2号棟、3号棟でございしますが、2号棟につきましては葉菜ナースレーという形の花弁栽培組合、4名の農家がいるわけでございますが、周辺の環境整備、ちなみに葉菜の坂を登るところの両側とか、土産センターの前の景観整備、あちらに花を提供したり、あるいはさんちゃん会の農家の方々に種苗を提供して、今回の彼岸用の花とかなんかを育ててもらっているとか、そういう形の業務を町にかわってしていると。

なお、3号棟につきましては、今回、たまたまそこに花が入っていなかったという形で、作物の被害はなかったと。一番東側になりますけれども、そちらにつきましては将来、体験的な花の栽培、都市交流等、それらを踏まえながら整備を進めたいという形で、今、花が入っていなかったから現在そういう形の使用予定という形で計画がなされております。以上でございます。

○議長（米木正二君） 25番。

○25番（新田博志君）　ということは、3号棟は今は使われていないということですよね、と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（米木正二君）　農林課長。

○農林課長（早坂宏也君）　お答えします。

現在、作物は入っていないで使われていません。ただし、3号棟も含めて町が利用契約を締結して使用料をいただいています。

○議長（米木正二君）　そのほかございませんか。44番下山孝雄君。

○44番（下山孝雄君）　23ページに出ております、県の補助金75万円をいただいて農村サポートセンターの設立ということですが、この委託料はどういった構想で進める計画なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（米木正二君）　農林課長。

○農林課長（早坂宏也君）　お答えします。

農村サポートセンターという形で当初予算に計上していなかったものを今回補正で計上させていただきました。

その内容でございますが、平成16年の新規の県単の補助事業という形でございますが、この内容につきましては農業用水利施設、米政策大綱という形で平成14年12月から出てきているんですが、それらの担い手の方々が、農地の集積・育成、それらにかかわって農業水利施設等まで担い手に非常に負担がかかり過ぎてきている状況にあると、担い手の規模拡大やなんかに支障を来す形が考えられるという形の中で、国でもサポートシステム、これは非農家なり都市交流者、それらも含めて農業水利施設の支援体制を、16・17の2年間で推進してくださいと。これは県の単独で18年度以降、今後そういう支援組織ができ上がったところには、その組織に対する支援として国でも助成をするという形になっているようでございます。

それで、加美町としてどういう形で取り組むかということでございますが、これらを受けまして土地改良区、これらの関係、あるいは都市農村交流を司っています加美町のグリーンツーリズム推進協議会、それらと連携をしながら、例えば川の体験に来ている方々と一緒に、そういう体験を終わった後に川の清掃をしたりというような形を考えていますし、あとは土地改良区関係につきましてはとりあえずモデル的に、特に加美町につきましては木炭——炭ですね、それらを活用した、旧町単位ぐらいに水の浄化作用、それらをどこかに2年間かけてやっていきたいという形で改良区、県の先生方も入って一応事前協議は終了しているところでございます。

そんな形で、既に16・17年の2カ年でございますので、16年度は非常に期間が短くなっているんですが、来年度に向けて16年度は準備に入ると。17年度から積極的にそういう形で支援システムを検討していくという形に予定しています。

それで、委託料につきましては、そういう関係でグリーンツーリズム協議会あるいは土地改良区に対する委託料を計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（米木正二君） 先ほど、20番議員の質疑に対して保健福祉課長より答弁があるということとであります。保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） さっきはどうも済みませんでした。

当初予算で21行政区分、宮崎分でございます。それで6万円の補助の区が18、3万円が3で、21行政区を当初予算で議決いただいております、今回中新田と小野田の分の補正をお願いしたところでございます。（「了解」の声あり）

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。46番川村 薫君。

○46番（川村 薫君） 私の方から歳入の関係で二つばかり伺います。

まず9ページですが、地方交付税。今回の補正によって予算現額が約60億 9,500万円、これが予算現額と。それでは、この予算現額に対する確定額ですけれども、8月中には遅くとも確定するということですので、確定額をまずもって伺いたいと思います。

それから、13ページ、町債の関係でお尋ねします。

これも今回の補正によって予算現額が24億 8,400万円というような形の額でございます。これに関連して、その内容をお尋ねするんですが、その中の合併特例債、これは当初の現在高の見込みに関する調書ありますね、年度当初に。それによりますと、合併特例債は12億 4,280万円ということになっているんですが、今回の資料を見ますと、42ページにありますね、現在高の調書に関するあれが。それによりますと、8億 3,520万円、その差が4億円あるわけです、4億円。当初の見込みと現在の見込みの差が4億円と。これはどういう事情でこのように4億円減ったのかと、合併特例債の関係です。

以上二つをまずもってお尋ねします。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

最初の交付税の確定額でございますけれども、7月28日に確定の通知がございました。それに伴う補正でございます。

16年度普通交付税の決定額が54億 9,507万 3,000円。それで、当初予算計上が54億 3,000万

円でしたから、その差額分、今回補正をしたというところでございます。

それから、合併特例債の関係でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）おっしゃるとおり、当初が12億幾らで今回8億幾らになっています。といいますのは、統合保育所の関係で、合併特例債が減になっていると、そのためにこういうふうになっているということでございます。

○議長（米木正二君） 46番。

○46番（川村 薫君） ただいまの確定額が約54億 9,000万円、普通交付税です、これ、特交額含めないで。現在、現額が60億 9,500万円、この中には特交も含んでおりますから、その中に普通交付税は幾ら、現額、現在の予算、普通交付税の現額、特交含まれて60億円だと思いますので、普通交付税の現額です。

それから、54億 9,000万円、確定額が。合併の際に、合併後10年間は旧町村の合算額よりも下回らないと。旧町村の合算額を維持すると、それより下回らないという約束がありましたね。この54億 9,000万円というのは、その約束が果たして、合併前の町村の合算額よりも下回っていないかと、約束は守られているかということをお聞きしたいと思います。

それから、町債の関係ですけれども、10年間で 118億円と。ですから、4億円減額になった分は後年度に送り込まれると。したがって、10年間の 118億円ということは変わらないと、このように解釈してよろしいですか。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 答えいたします。

先ほど数字を申し上げたのは、普通交付税の方でございます。

それから、特別交付税につきましてはこれからでございます。12月に特別交付税が確定しますんで、12月と3月の2回で特別交付税が交付されるものですから、その段階でまた補正をお願いするということになります。今申し上げましたのは、普通交付税の方でございます。

（「普通交付税の現額」の声あり）はい。

それから、その交付税が減額されていることによって合併前のお話と約束がたがえていないかということなんですけれども、合併前に普通交付税といいますか、交付税措置されるというのは、算定の方法は変わるんですけれども、変わったものに基づいた算定によって変わらない――旧3町で計算した金額が交付されるということでございます。

今、お尋ねの件でしたら、合併前の交付税、各3町が凍結して、合計して、10年間交付されるやに受け取ったんですけれども、そうではなくて、毎年毎年、単位費用とか変わってきま

す。それから、今回で申し上げますと三位一体に伴ってまた変わってくるということでございます。ですから、そういう計算方法についてはそのままでございますけれども、実質的には下がってきているということが言えます。

それから、10年間分については、そのとおり交付されると、交付税措置がなされるというふ